

〈判断基準 A の場合〉

迷う場合はこちら

発見者

- ① 校内電話から一斉放送を入れる。【内線90】
「給食の〇〇について確認します。確認が終わるまで給食を中断してください。」
- ② 異物が入っている物を持って教頭へ報告する。

教頭

(教頭不在の場合は部主事)

※写真で記録する

- ③ 栄養教諭 (異物の特定・混入物に合わせた対応の提案)、保健主事 (飲食者等の状況確認の指示)、養護教諭 (飲食者の健康観察・対応の提案) は教頭へ報告する。
- ④ 状況、内容を確認し対応を判断する。
- ⑤ 栄養教諭は受託責任者に報告する。
- ⑥ 担任は、子どもの健康状態の把握をする。

※他の職員は、担当の幼児児童生徒の給食に異常がないか、食べた人と食べてない人を確認して記録する。体調に変化がないかなどを確認する。(保健主事へ)

✕ の場合

各教室

「〇〇については食べずに元の食缶に返却してください。」

※状況の記録
※健康観察を継続

○ の場合

各教室

「〇〇は問題がありませんでしたので給食を再開してください。」

↓

〈判断基準 B の場合〉

発見者

- ① 異物が入っている物を持って教頭へ報告する。

教頭

※写真で記録する

- ② 当該部主事・栄養教諭・保健主事を招集する。
- ③ 状況、内容を確認し対応を判断する。
- ④ 栄養教諭は受託責任者に報告する。
- ⑤ 除去または交換が可能かどうかを確認する。栄養教諭

当該部主事

- ⑥ 対応を担当へ伝える。その後の学級での対応についても確認・指示する。

担任

※幼児児童生徒の体調に変化がないかを確認する。

◆受託業者(本部)に報告 栄養教諭・受託責任者: 状況の報告 受託業者: 状況判断・原因調査・事故速報作成・改善報告

◆教育委員会(保健体育課)に報告

教頭: 電話で一報

栄養教諭: 事故報告書(速報・終えん)作成

◆保護者・職員へ一斉メール

教頭: メール送信の判断・送信

◆業者、学校給食会

栄養教諭: 状況の報告・確認

※納入品に混入の疑いがある場合

※該当の幼児児童生徒の家庭へ個別に連絡し、その後の経過観察をする。

〈対応の判断基準 A/B〉 ※危険物・非危険物の目安に関しては、「学校給食の管理と指導 七訂版」を参照

A … 給食中止

健康に影響を及ぼすと判断される異物＝危険物(ガラス、金属類、プラスチック、衛生害虫(ゴキブリ、ハエ、クモ等)ネズミの糞、変色、異臭等健康被害が生じるおそれがあるもの。

B … 給食を継続(取り除いて食べる。ただし、本人が嫌がる場合は、片付ける)

健康に影響を及ぼす可能性が低いと判断される異物＝非危険物(毛髪、繊維、食材の包装材料の切れ端(ビニール等)、食物の皮や殻、食材に付着していた虫等健康被害が生じるおそれがないもの。